令和２年６月 22 日
令和２年９月１日改正
令和２年 11 月１日改正

船橋市立一宮少年自然の家における新型コロナウイルス感染症対策について

一宮少年自然の家では、船橋市における公共施設再開に向けての基本的な基準（令和２年 10 月１日適用）をもとに、以下のように感染症予防に取り組んでいきます。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

１　現段階での施設開放状況
原則２団体１００名まで（１団体１フロアーにおさまらない場合は１団体のみ）

２　感染防止対策
○基本的な考え方
同日に２団体以上が利用する場合、食事等様々な場面で団体同士ができるだけ交わらないよう、配慮する。
○留意すべき基本原則
・所員の毎日の体温測定・健康チェック、マスク（必要時、フェイスシールドや手袋等）の着用
・利用者への*¹マスクの着用、*²定期的な手洗い・手指消毒の徹底
*¹：食事等マスクを外している時は飛沫感染防止のため、会話は控える。会話をする際は必ずマスクを着用する。
*²：特に共用するものを触った後は、接触感染防止のため、必ず手洗いまたは、手指消毒をする。（共用するものは、汚染されたものとして扱う）
・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
・対人距離の確保（1.5m）
・利用者の整理、人数制限（ロビー、浴場、食堂等多くの人が同時に利用する場）
・施設、宿泊室の換気
・施設内の定期的な消毒

○利用される皆様へのお願い
・参加者全員に新型コロナウイルス感染防止策の徹底をお願いいたします。
・新型コロナウイルスの感染対策として、利用当日に以下の①～④に該当する場合は、利用をお断りする場合があります。
① 原則 37.0 度以上の発熱がある場合　又は、37.0 度未満でも平熱比が１度以上ある場合
② 息苦しさ・強いだるさの症状がある場合
③ 咳・咽頭痛などの症状がある場合

④ ２週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合

・利用開始日の朝、責任者の方は参加者全員の健康状態を把握し、「健康観察一覧表」を作成してください。

・マスク、消毒液、体温計、その他必要と思われるものは、各団体、各自でご持参ください。なお、自然の家ではマスク等の販売は行っておりません。

・使用した場所・物等の消毒をお願いする場合があります。

・ゴミはビニール袋等にまとめ、封をして所定の場所にお持ちください。

〇各エリア・場面の留意点

入所時（入口等）

・団体責任者は「健康観察一覧表」を提出してください。なお、感染が発生した場合に備え、一覧表は適切に管理します。（１か月保存の上、破棄します。）

・職員が（**検温**）、手指消毒、マスク着用を確認します。発熱が認められる場合や健康観察一覧表の内容に疑義がある場合は、入所をお断りする場合があります。

宿泊室

・宿泊室の定員を原則半数（小部屋は６人から３人へ）とします。密とならないように部屋割りをしてください。

・部屋の換気扇は常に回しておき、一定時間ごとに（**窓**）、ドアを開けて換気をしてください。

・寝具（布団、毛布、枕）には、必ずシーツやカバーを使用してください。

・利用者の退所後、職員が部屋の設備（空調のリモコン、照明のスイッチ等）を消毒します。

浴場

・浴室の利用は最大で１０人、洗い場は５人までとします。

・脱衣所、浴室、浴槽内での対人距離を確保し、会話を控えるようにしてください。

・団体が入れ替わる際は、職員がロッカー等の消毒作業を行います。

食堂

・団体責任者の方は、健康観察（発熱、咳、かぜ症状等）を食事前に行い、症状のある人の入場を控えさせてください。

・食事時間以外の利用はできません。（反省会等での利用不可）

・出入口、流し、食堂カウンターが密とならないように、指示してください。

・入場時、手洗いまたは手指消毒を徹底してください。

・席の間隔は最低１人分あけてください。（横並びの着席）

・人数制限により、食事時間を変更させていただく場合があります。

・食事中以外はマスクを着用してください。マスクを外しているときの会話は控

え、咳エチケットを徹底してください。
・職員で食堂内の換気を行い、椅子、テーブル等の消毒を徹底します。

トイレ
・手洗いの徹底をお願いします。
・換気扇は常に回しておきます。
・不特定多数が接触する場所は、職員が清拭消毒します。
・下痢症状等があった場合は、速やかに職員へ報告してください。

体育館・芝生広場
・マスクを着用してください。ただし、運動・スポーツ中のマスク着用については利用者の判断とします。
・芝生広場での活動中は、熱中症を避けるため夏場のマスク着用は強制しません。
・こまめな水分補給をしてください。
・運動後は、なるべく早めに手洗いをしてください。
※マスクを外している時は、会話を控えてください。

〇活動内容の注意点について（11 月 1 日より適用）
「市主催（共催）のイベント・事業の実施における注意点（11 月 1 日より適用)」における表にて示した基準を準用します。
(1) 飛沫を伴う活動について

活動内容	実施可能となるもの
演奏	「飛沫を伴うトランペット等の吹奏楽器の演奏」 ※以下の条件を満たした場合は、実施可能 (1)前後・左右 2ｍの距離の確保（対面は避ける） (2)常時換気（機械換気を含む）を行う。 ※連続した練習時間は 30 分以内とする。 (3)楽器等についた水滴、唾抜き等の適切な処理（吸水シート等使用） ※吸水シート等は各自が密閉して持ち帰り処分すること。 (4)演奏時以外は、マスク着用
歌・演劇	「表現上必要な発声を伴う合唱・演劇」など ※以下の条件を満たした場合は、実施可能 (1)前後・左右 2ｍの距離の確保（対面は避ける） (2)常時換気（機械換気を含む）を行う。 ※連続した練習時間は 30 分以内とする。 (3)歌唱など声を出している時以外は、マスク着用 ※実施できないもの　カラオケ

(2) 接触を伴う活動について

活動内容	実施可能となるもの
スポーツ	「接触を伴う対戦形式の柔道・合気道・空手」など 中央競技団体等のガイドラインを施設管理者と利用者が共有し、ガイドラインに基づく感染対策の履行を施設管理者が確認できる場合は実施可能
ダンス	「競技ダンス」 パートナーが固定されているものに限り、中央競技団体等のガイドラインを施設管理者と利用者が共有し、ガイドラインに基づく感染対策の履行を施設管理者が確認できる場合は実施可能 ※実施できないもの　接触を伴うフォークダンス・チアダンス 　人と触れない練習等は実施可能

○健康チェック、体調不良者が出た場合の対応

・宿泊者全員の体調管理のため、健康観察一覧表を使用した健康チェックを毎朝実施し、事務室に提出してください。
・発熱、呼吸困難、倦怠感など感染が疑われる方が出た場合は、速やかに事務室に連絡してください。
・感染が疑われる方が出た場合は、他者との接触を避けるために、指定した部屋に待機してください。
・施設より保健所へ連絡し、連絡後は保健所の指示に従い対応いたします。
・感染が疑われる方が出た場合は、原則として該当者の退所もしくは所属する団体の活動を控えていただきます。
・退所後２週間以内に利用者の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合は、速やかに関係機関へ連絡し、当施設へも連絡をお願いします。